

火気器具を使用する露店等を開設する場合は

消火器の設置と消防署への届出が必要です！



多数の者が集合する催しにおいて火気器具を使用する露店等を開設する場合は、消火器の設置が必要となりました。また、消防機関が事前に把握し、必要に応じて指導を行うことができるよう、管轄の消防署への届出も必要となりました（届出は**3日前までに2部**提出してください。届出の様式『露店等の開設届出書』は豊中市消防局ホームページからダウンロードできます）。

【対象となる火気器具】

ガソリンや灯油などの液体燃料・まきや炭などの固体燃料・LPガスなどの気体燃料を使用する器具や、電気を熱源とする器具などが対象となります。
○具体的には・・・ストーブ、発電機、バーベキューコンロ、カセットコンロ、グリドル、たこ焼き器、ホットプレート、フライヤーなど

【対象外】

電気ポット、コーヒーメーカー、綿菓子機、ポップコーン機、電気かき氷機、IH調理器、などは対象となりません。

※油を用いてIH調理器で揚げ物をしたり、LPガスを用いてポップコーン・綿菓子などを製造したりする場合は、消火器の設置が必要です！

☆☆相互に面識のあるものが参加する催しは対象外です☆☆

（例）知人同士のバーベキュー、幼稚園で父母が参加するもちつき大会など



【お問い合わせ先】

豊中市北消防署	06-6846-8494
豊中市北消防署能勢町分署	072-734-0119
豊中市南消防署	06-6334-3454
豊中市新千里消防署	06-6872-0119

～無事故で安全に楽しむために～

【ガソリンについて】

- (1) ガソリンの特性を十分理解しましょう。
- (2) ガソリンの取扱い時は、周りの状況を十分に確認し、火気厳禁を徹底するとともに、静電気にも十分注意しましょう。
- (3) ガソリンは、直射日光が当たらず、周囲の温度が高くない場所に保管しましょう。
- (4) ガソリン携行缶を使用する場合は、取扱説明書に記載された操作方法に従い、こぼれ・あふれ等がないよう細心の注意を払きましょう。
- (5) エンジン稼働中の給油は絶対に行わないようにしましょう。
- (6) 機器の取扱説明書に記載された留意事項を厳守しましょう。

【LPガス及びカセットコンロ用のボンベについて】

- (1) LPガス販売店で取扱いの説明を十分受け、正しく使用しましょう。
- (2) ゴム管・ホースバンドはしっかり止め、ひび割れや固くなったものは使用しないようにしましょう。
- (3) ボンベは、高温多湿の場所を避けて設置しましょう。
- (4) ボンベを設置する際は、転倒防止の措置を講じましょう。
- (5) 使用後は、ボンベのバルブを完全に閉めましょう。
- (6) 機器の取扱説明書に記載された留意事項を厳守しましょう。

【その他の注意事項】

- (1) 可燃物を白熱電球などの熱源に近づけないようにしましょう。
- (2) 花火の打ち上げを行う際は、観衆に火の粉がかからない距離を確保しましょう。また、風が強いときは花火の打ち上げはやめましょう。
- (3) 熱中症などの対策を万全にしましょう。



楽しく行事を終えるために、
防火対策等を徹底しましょう！